第3回 国際課税小委員会 議事要旨

日時: 平成22年9月27日(月)10時~

場所:財務省内 国際会議室(4F)

出席委員:中里座長、田近委員、辻山委員、 青山特別委員、渕特別委員、増井特別委員、森信特別委員 (専門家委員会の神野委員長が出席)

議題:企業活動の国際化等を踏まえた国際課税のあり方について

議事内容:

- ○冒頭、財務省主税局より、国際課税の最近の制度改正等について説明。
- 〇次いで、増井特別委員より、企業活動の国際化等を踏まえた国際課税のあり方について説明。
- 〇その後、青山特別委員より、非居住者・外国法人の課税ベースのあり方について説明があり、その後、質疑応答が行われた。
- ○委員から出された主な質問・意見は以下のとおり。

(企業活動の国際化等を踏まえた国際課税のあり方)

- ・ 平成21年度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度導入や、平成22年度税制改正による外国子会社合算税制の改革(事業持株会社や物流統括会社を適用除外とする一方で、アクティブとパッシブの所得という考え方を導入)は、我が国企業が投資先国で外国企業とイコール・フッティングで競争できる環境を整備するとともに、課税の適正化を図るという意味で、今後の国際課税の方向性として適切であった。
- 平成21年度改正の結果、日本に外国子会社からの配当還流が増えればよいが、日本 企業は内部資金を持っており、また、外国で稼得した所得を外国での投資に回す 場合もあるので、必ずしも追加的に配当還流が増えるとは限らない。
- ・ 企業にとっては、再投資政策、配当のタイミング、居住地、資金調達形式等につき多く の選択肢がある。そうした中で、税制改正により一定の改善はあるかもしれないが、そ の効果は限定的かもしれず、税制改正の評価については検証を待つべきである。
- 平成21年度、22年度改正に続く次のステップとして、無形資産の課税上の評価の扱い

や、独立企業間価格に基づく移転価格税制の強化によってどこまで国外所得移転に 対応できるのか、外国子会社合算税制以外の課税の局面においても、アクティブな所 得とパッシブな所得といった所得の分類に応じて課税の原則をそもそも変える方がよ いのか、について今後検討していくべき。その際、海外進出企業の実態に基づき所得 移転の状況を分析することは有益である。

(非居住者・外国法人の課税ベースのあり方)

- ・ 我が国にとって経済的重要性を有する外国とはほとんどの場合租税条約を締結しており、条約締結国に本店を置く企業のPEについては、条約に基づき既に帰属主義が適用されているので、国内法を帰属主義に改めることの経済的な効果は、法律を実態に合わせる程度の限定的なものではないか。
- OECDモデル条約7条で規定されたOECD承認アプローチ(AOA: Authorized OECD Approach)に各国が足並みを揃えることで、二重課税リスクや二重非課税リスクが確実に緩和されることが見込まれる。
- ・ AOAは、現行の移転価格ガイドラインで強化・再構築が行われた独立企業原則の考え方と整合的である。
- 国内法を帰属主義に改める場合は、あわせて、適正な課税を確保するために必要な 法整備についても検討する必要がある。
- 〇次回は、10月1日(金)15時30分より開催することとし、国際的租税回避の防止に向けた 今後の課題について、審議を行うこととされた。

以上